

○奈井江町まちづくりチャレンジ補助金制度要綱

令和2年4月1日規程第7号

改正

令和4年3月28日規程第11号

令和5年3月9日規程第6号

令和5年6月20日規程第19号

奈井江町まちづくりチャレンジ補助金制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内で実施する創意を活かした個性的で魅力的な活動に対する支援を行うことにより、町民等が主体のまちづくりを進めるとともに、地域活性化による関係人口の創出と拡大を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 町長は、前条の目的を達成する興行等（イベントチャレンジ事業）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(審査会の設置)

第3条 町長は、事業の審査等を行うため、審査会を設置する。

2 審査会は、次の委員で構成するものとする。

- (1) 企画財政課長
- (2) 産業観光課長
- (3) 建設環境課長
- (4) 保健福祉課長
- (5) 教育委員会事務局長
- (6) その他町長が必要と認めた者

3 審査会に会長を置き、委員の互選した者をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 審査会の事務は、企画財政課で処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付決定をした者については、この限りではない。

附 則 (令和4年3月28日規程第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月9日規程第6号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月20日規程第19号)

この規程は、公布の日から施行する。